

船橋市簡易専用水道取扱要領

第1 趣旨

この要領は、水道法（昭和32年法律第177号、以下「法」という。）に規定する簡易専用水道に関し、申請書等の諸様式及び運用上必要とされる指導事項を定め、その取扱いを明確にし、法の円滑な施行を図ることを目的とする。

第2 定義

簡易専用水道とは、法第3条第7項に定めるところのほか、その確定に当たっては次のとおりであること。

1 水源

水道事業から供給を受ける水のみを水源とするものに限定され、井戸水等他の水源を専用又は混合使用するものは除かれるものであること。

2 規制の対象を確定するための水槽

(1) 用途及び範囲

ア 水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるもののみをいい、通常受水槽といわれるものに限定されるものであること。

イ 消防用設備等として設置され、全く飲用に供されることのないもの及び船舶・航空機等に設置されるものは除かれるものであること。

ウ 水圧を調整するために設けられるいわゆる「副受水槽」及び受水槽から揚水した水を一時貯留し、自然流下により給水するために設けられる「高置水槽」は除かれるものであること。

(2) 有効容量

ア 有効容量とは、水槽において適正に利用可能な容量をいい、最高位（ボールタップ等により定められる上限の水位）及び最低水位（揚水管吸込部から管径の1.5倍上部の水位）の間に貯留される量をいうものであること。

イ 受水槽が複数あり、直接又は末端給水管等で接続がある場合は、全体を一つの水道施設とし、各水槽の有効容量の合計として算定するものであること。

第3 届出

1 設置の届出

(1) 船橋市保健所長（以下「保健所長」という。）は、上記基準により簡易専用水道

と確定した場合、簡易専用水道の設置者（以下「設置者」という。）に対し、設置に係る届出を指導するものとする。

(2) 届出は、簡易専用水道設置届（別記第1号様式）に次の書類を添付し提出させるものとする。

ア 簡易専用水道施設概要書（台帳）（別記第4号様式）

イ 必要に応じ水道施設に係る図面

(3) 建築物の建て替えに付随する受水槽の新たな設置の場合、旧施設は廃止届、新施設は設置に係る届出を指導するものとする。

2 変更の届出

(1) 保健所長は、設置者が変更となった場合は、新たに設置者になった者に対し、簡易専用水道変更届（別記第2号様式）による届出を指導するものとする。

(2) 受水槽の設置場所、容量、材質及び施設名称等を変更した場合は、簡易専用水道変更届（別記第2号様式）による届出を指導するものとする。

(3) 法人代表者の変更等の届出者の人格に変更を生じないものについては、届出を要しないものとする。

3 廃止の届出

(1) 保健所長は、水槽の規模の縮小等により簡易専用水道に該当しなくなった場合は、簡易専用水道廃止届(別記第3号様式)による届出を指導するものとする。

(2) 会社倒産等により設置者が存在せず、廃止の届出がなされない場合は、施設が存在しないことを調査確認のうえ、台帳を抹消するものとする。

第4 維持管理

保健所長は、簡易専用水道の管理について、水道法施行規則第55条に定める衛生上必要な措置のほか、次の事項を指導するものとする。

1 管理体制の整備

(1) 図面等の整備

維持管理を行っていくうえで必要な配管系統図等主要施設の図面・書類等を整備保管すること。

(2) 記録の保存

施設の点検、清掃、修理及び水質検査を行った場合は、その記録を作成し、保存すること。

(3) 連絡体制の整備

水道施設の異常を発見した時は、直ちに適切な措置が講じられるよう連絡通報体制を整備すること。

2 衛生管理

(1) 立入禁止措置

水道施設の周囲にみだりに人等が立ち入ることのないよう立札掲示、柵の設置及び施錠等の措置を講じること。

(2) 汚染の防止

汚水の流入や逆流及び漏水等に十分注意するほか、施設内外の清潔保持及び汚染防止に努めること。

(3) 残留塩素の保持

給水栓における遊離残留塩素濃度は常に 0.1mg/l （結合残留塩素濃度の場合は 0.4mg/l ）以上保持するよう必要に応じ再塩素消毒を行うこと。

3 施設管理

(1) 定期点検

水槽及びその周辺を定期的に点検し、清潔保持及び異常の早期発見に努めること。

(2) 水槽等の定期的清掃

各種水槽は1年に1回以上定期的に清掃するほか、水あかや沈積物が多い等必要がある場合は臨時の清掃を行うこと。

また、清掃を行う者は、建築物の衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）に規定する建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受けた者を活用すること。

4 水質管理

給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行うこと。

第5 管理状況検査

法第34条の2第2項の規定に係る検査機関は、同法第34条の4で準用する同第20条の4第2項の規定による簡易専用水道検査機関登録簿に、船橋市の区域を検査区域として記載された登録検査機関とする。

第6 水道事業者における事項

保健所長は、簡易専用水道の把握及び管理状況検査の受検促進を図るため、次のとおり

水道事業者へ協力を要請する。

- 1 水道事業者は、簡易専用水道に該当すると推定される施設の設置状況について簡易専用水道設置状況通報書（別記第5号様式）により、四半期終了後翌月の15日までに保健所長へ報告するものとする。
- 2 水道事業者は、簡易専用水道に該当すると推定される施設に係る給水の申し込みがあった場合は、保健所への届出及び水道法第34条の2第1項による簡易専用水道の管理基準並びに同第2項による簡易専用水道の管理状況検査の受検について指導を行うものとする。

第7 保健所の事務

- 1 新設及び未届出施設報告等に基づく措置
 - (1) 水道事業者からの報告等をもとに、簡易専用水道の設置者に対し第3の1により設置に係る届出を指導するものとする。
 - (2) 届出指導したにもかかわらず、届出がされない施設については、立入調査等により施設の概況を調査し、その結果を施設概要書（別記第4号様式）に記載し台帳として扱い、別記第6号様式により維持管理等に関して指導を行うものとする。
- 2 台帳管理
 - (1) 簡易専用水道の台帳は、設置届出書に添付される施設概要書（別記第4号様式）に整理番号、届出年月日等を記入後、台帳とし、各届出事項及び指導事項等を記入するものとする。
 - (2) 廃止台帳は永年保存とするものとする。
- 3 管理状況検査未受検施設への指導

管理状況検査を定期的に受検していない施設を把握したときは、設置者に対し別記第7号様式により検査の実施を指導するものとする。
- 4 立入検査及び行政処分
 - (1) 立入検査及び行政処分については、船橋市水道施設立入検査実施要領に基づき取り扱うものとする。
 - (2) 「簡易専用水道の管理状況検査の方法その他必要な事項（平成15年厚生労働省告示第262号）」第7の3の規定により、管理状況検査の結果、衛生上問題があるとし、検査者からの助言により設置者から報告があった場合には、水道施設立入検査実施要領に従い、直ちに立入検査を行い、指導を行うものとする。

第8 その他

建築物衛生法の適用を受ける簡易専用水道については、第4に定める維持管理に係る取扱いを適用しない。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第1号様式

簡易専用水道設置届

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道を設置したので届け出ます。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

船橋市

第2号様式

簡易専用水道変更届

年 月 日

船橋市保健所長 あて

届出者 住所

氏名

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

簡易専用水道の届出事項に変更があつたので届け出ます。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

船橋市

3 変更の内容

変更事項：

新：

旧：

4 変更の理由

5 変更年月日

年 月 日

第3号様式

簡易専用水道廃止届

年 月 日

船橋市保健所長 あて

届出者 住所

氏名

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

簡易専用水道を廃止したので届け出ます。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

船橋市

3 廃止の理由

4 廃止年月日

年 月 日

※整理番号	
※届出年月日	

簡易専用水道施設概要書（台帳）

1 建築物の概要

名 称	
所 在 地	船橋市 (TEL)
設 置 者	住所 (TEL)
管 理 者	住所 (TEL)
主たる用途	共同住宅・事務所・店舗・学校・病院・工場・その他 ()
建 築 規 模	延床面積 m ² 地上 階 地下 階
給 水 開 始 年 月 日	
他法令に 基づく許可等	

2 水道施設の概要

水 源	千葉県水道事業・習志野市企業局水道事業		
受水槽	設置場所	屋内 ・ 屋外	設置基数 基
	設置方式	地上式 ・ 地下式	材 質 FRP・SUS・その他 ()
	有効容量	縦 横 有効水深 m ³ (m × m × m)	
高置水槽	設置場所	屋内 ・ 屋外	設置基数 基
	有効容量	m ³	材 質 FRP・SUS・その他 ()
用 途	生活用水専用・消防用水共用・工業用水共用・その他 ()		
主要配管			
使用状況	水量 m ³ /日	使用者人数 人 /日	塩素滅菌機 有 ・ 無

3 特記事項

--

※管理状況検査の実施状況

検査年月日	検査の結果	検査年月日	検査の結果
	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()		<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()
	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()		<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()
	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()		<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()
	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()		<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()
	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()		<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()

届出・行政処分等の記録

年 月 日	記事

様

船橋市保健所長

簡易専用水道の管理について（通知）

貴職が設置（管理）している下記の水道施設は、水道法第3条第7項に規定する「簡易専用水道」に該当することを確認したので通知します。

この簡易専用水道の維持管理については、同法第34条の2の規定により下記のことが設置者の責務として定められています。

つきましては、同封の「簡易専用水道の手びき」を参照のうえ、適正に維持管理するようお願いいたします。

記

1 水道施設の名称及び所在地

名 称

所在地

2 設置者（管理者）の責務

（1）管理状況検査

毎年1回、登録検査機関（水道法第34条の2第2項の規定に係る検査機関）へ依頼し、管理の状況について検査を受けること。

（2）水槽の清掃を年1回以上定期的に行うこと。

（3）施設は定期的に点検し、清潔を保持すること。

（4）給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行うこと。

（5）汚染事故時はただちに給水停止し、利用者等に周知すること。

様

船橋市保健所長

水道法第34条の2第2項に定める簡易専用水道の検査について（通知）
簡易専用水道の設置者には、水道法第34条の2第2項の規定により、管理状況の適否
について1年以内ごとに1回、定期的に地方公共団体の機関又は登録検査機関の検査を受
ける義務が課せられています。

つきましては、下記の施設について、登録検査機関による検査を受検するようお願いし
ます。

記

1 施設名称・所在地

名 称

所在地